

資料編

資料 1. 執行機関の附属機関に関する条例

執行機関の附属機関に関する条例

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めがあるもののほか、本市が設置する
執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該
附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第1条関係）（抄）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	東大阪市民健康づくり推 進協議会	健康づくりの総合的な推進及び健康づくり に係る計画についての審議に関する事務

附 則（抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 2. 東大阪市民健康づくり推進協議会規則

東大阪市民健康づくり推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）第2条の規定に基づき、東大阪市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市内の健康づくり関係団体の代表者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の協議会の招集及び会長が選出されるまでの間における協議会の運営は、市長が行う。

資料 3. 東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿

東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿

委員名		団体・役職名	
新崎	国広	ふくしと教育の実践研究所 SOLA	主宰
太田	淑美	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	理事
奥田	宗義	一般社団法人 東大阪市西歯科医師会	会長
粕谷	徳雅	一般社団法人 東大阪市布施薬剤師会	会長
門之園	裕子	大阪府助産師会（東大阪班）	会計
川脇	正子	東大阪市自治協議会	監査
五島	淳	一般社団法人 枚岡医師会	会長
小森	喜久治	東大阪市老人クラブ連合会	副会長
佐堀	彰彦	一般社団法人 河内医師会	会長
塩崎	茜	東大阪労働団体連絡協議会	委員
清水	馨	東大阪市青少年指導員協議会	会長
住山	仁美	NPO 法人 東大阪エイボ ランタリーネットワーク	理事長
内藤	義彦	武庫川女子大学	教授
中尾	武志	東大阪市PTA協議会	副会長
中尾	佳英	河内薬剤師会	副会長
成林	能理子	東大阪市スポーツ推進委員協議会	副会長
西尾	直樹	東大阪市意岐部地域人権協会	会長
野口	壮一	枚岡薬剤師会	会長
橋本	孝	一般社団法人 東大阪市東歯科医師会	会長
平松	久典	一般社団法人 布施医師会	会長
本多	佳代	東大阪市こころの健康推進連絡協議会	委員
松浦	康之	公募委員	
向井	容子	東大阪地域活動栄養士会	会長
山口	波留美	東大阪市食生活改善推進協議会	会長
山路	滋子	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会	副会長 西第二地区会長
由井	直子	東大阪商工会議所	副会頭
吉川	澄子	公募委員	

委嘱期間 令和5年9月1日～令和7年8月31日 27名(50音順)

資料4. 東大阪市健康増進計画庁内連絡会設置要綱

東大阪市健康増進計画庁内連絡会設置要綱

(目的)

第1条 健康増進法に基づき、東大阪市民がともに支えあい、健康で心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、健康増進に関する施策の総合的かつ効果的な実現に向けて庁内組織の連携を図ることを目的に、東大阪市健康増進計画庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の健康増進に関する庁内の連携及び情報交換について
- (2) 市民等の健康増進に関する課題の検討について
- (3) 市民等の健康増進に関する施策の推進について

(構成)

第3条 庁内連絡会は別表に掲げる組織の所属長が指名する職員をもって構成する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は健康づくり課長が招集し、健康づくり課長が指名する職員が主宰する。

(他部局の出席)

第5条 庁内連絡会は、必要に応じて別表以外の組織に属する職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 庁内連絡会の事務局は、健康部健康づくり課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

	公民連携協働室
都市魅力産業スポーツ部	労働雇用政策室
	市民スポーツ支援課
市民生活部	地域活動支援室
	保険管理課
福祉部	地域福祉課
	地域包括ケア推進課
	障害施策推進課
生活支援部	生活福祉課
子どもすこやか部	施設給付課
教育委員会	学校教育推進室
	青少年教育課
健康部	地域健康企画課
	環境薬務課
	健康づくり課
	母子保健・感染症課
	東保健センター
	中保健センター
	西保健センター

資料5. 健康トライ21市民連絡会 グループ一覧

所属市民グループ17グループ、賛助グループ4グループ

令和5年11月現在

グループ名	活動内容	問合せ先
調楽会	調理実習を主体に健康づくりを実践	東保健センター
やまなみ歩こう会	生駒山麓の「らくらく登山道」を中心に健康ウォーキングの実践	
健推会	生活習慣病・認知症予防についての啓発や健康講座の実施	
スマイル筋トレくらぶ	健康寿命を延ばすための一環活動として筋力アップ運動によるロコモ対策を実施	
きらりウォーク	健康ウォーキングの実践と、ウォーキング初心者支援のボランティア活動の実施	中保健センター
まちづくり応援隊	運動教室の企画運営を中心に健康トライ21の啓発活動を実施	
劇団くり〜ん	劇・人形劇という手段を用いて、禁煙・生活習慣病予防・認知症予防等の啓発活動を実施	
男のシニア料理会	男性による食に関する実践と普及啓発活動を実施	
ラジオ体操の会	正しいラジオ体操を学び普及啓発活動を実施、全国ラジオ体操連盟公認指導士資格取得を目指す	西保健センター
ENW(エンジョイノルディックウォーキング)	専用(スポーツ用)ポールを用いてウォーキングを行う	
健康トライ応援隊	女性のがん予防・つんく体操・健脳エクササイズの普及啓発活動を実施	
やまぶみ会	生駒山を主として近畿近郊の健康ウォーキングの実践	
東大阪市食生活改善推進協議会	食育・食文化の継承を推進するためのボランティア活動を実施	健康づくり課
東大阪地域活動栄養士会	食育の推進活動と、食生活に関する講話や調理実習を実施	
断酒会	アルコールの害についての啓発活動を実施	
水中ウォーキング同好会	水中ウォーキングの実践による体力維持と保健所の事業協力を実施	
折鶴	折り紙を通しての介護予防等のボランティア活動を実施	賛助グループ
命の輝き共生の森計画推進協議会	自然の生態系を有した市民の憩い・環境教育・エネルギー開発実験等ができる森を作り、日本一長い自然博物館づくりを目指している	
健悠会(ニコニコ体操)	角田総合老人センターで河内音頭、ペットボトルを持つてのストレッチ体操、ラジオ体操などを毎月1回実施	
新池島まちづくり研究会ラジオ体操の会	毎朝、新池島ふれあい公園にてラジオ体操を実施	
竹とんぼ	バトン運動や健脳エクササイズ等の健康増進普及活動や子育て支援活動等を実施	

資料6. 東大阪市健康増進計画「健康トライ 21(第2次)」東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」
最終評価及び次期計画策定のための調査

東大阪市健康増進計画「健康トライ 21(第2次)」
東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」
最終評価及び次期計画策定のための調査

【調査についてのお願い】

市民の皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、健康で生きがいのある人生を送ることは、私たち皆の願いです。健康づくりは、市民の皆さまひとりひとりが主体的に取り組むとともに、社会全体が個人の健康づくりを支援していくことが大切です。

このため東大阪市では、平成25年3月に東大阪市健康増進計画「健康トライ21(第2次)」、平成26年3月に東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」を策定し、推進に努めてまいりました。このたび「健康トライ21(第2次)」、「歯っぴいトライ」の最終評価及び次期計画策定を行うために、市民の皆さまの健康づくりに関する実態について調査をすることになりました。

この調査は、本市にお住まいの満20歳以上の方、約 2,000 人を無作為に選ばせていただいております。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理し、個人の秘密が他人に漏れたり、ご迷惑をおかけすることはございません。

どうぞ、あなたのご意見等を率直にご回答くださいますよう重ねてお願いいたします。

令和5年7月

東大阪市長 野田 義和

ご回答についてのお願い【回答期限:令和5年8月2日(水)】

- 宛名にあるご本人がご回答ください。
- 回答は、①調査票の返送又は②電子申請何れかの方法で行ってください。
①調査票の返送で回答の場合
 - ご記入は、濃い鉛筆または黒ボールペンでお願いします。
 - ご回答は、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。
 - ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて回答期限までに郵便ポストに投函してください。
 - 調査票や返信用封筒には、住所や氏名を記入していただく必要はありません。②電子申請で回答の場合
 - 右の QR コードを読み込んで、画面の内容に従ってご回答ください。
(調査票の返信は不要です。)
- 調査についてご質問などがありましたら、下記までお問い合わせください。
〔問合せ先〕 東大阪市 保健所健康づくり課 計画担当
電 話 072-960-3802(平日9時～17時30分)
FAX 072-970-5821

電子申請
回答用
QRコード
※ 回答に
要する時間は
3分程度です。



1 回答者ご自身のことについておたずねします。

問 1 性別に○印をつけてください。(○はひとつ)

- ① 男性 ② 女性 ③ どちらともいえない、または答えたくない

問 2 年齢はおいくつですか。(○はひとつ)

- ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代 ⑥ 70代

問 3 職業は、次のどれにあたりますか。(○はひとつ)

- ① 会社員 ② 自営業 ③ 学生 ④ 家事従事者 ⑤ その他の有業者(パート・アルバイト)
⑥ 無職(学生・家事従事者以外)

問 4 身長・体重をご記入ください。 身長()cm 体重()kg

2 食生活についておたずねします。

問 5 あなたは、果物をどのくらいの頻度で食べていますか。(○はひとつ)

- ① ほとんど毎日 ② 週4～5回 ③ 週2～3回 ④ 週1回または食べない

問 6 あなたの食生活について、以下のうち当てはまる項目すべてに○をつけてください。

- ①漬物、梅干、つくだ煮のどれかを、ほぼ毎日食べる。
②味噌汁、すまし汁、スープなどを1日2回以上飲む。
③塩鮭、アジの開き、みりん干し、ちりめんじゃこ、たらこ、いくらなど塩干物のどれかをほぼ毎日食べる。
④ハムやソーセージ、ちくわ、かまぼこなど加工品のどれかを、ほぼ毎日食べる。
⑤どんぶり物、寿司、炊き込みご飯などのどれかを、週1回以上食べる。
⑥うどん、そば、ラーメンなどのめん類の汁を、半分以上飲む。
⑦食卓でしょうゆやソースをかけることが、ほぼ毎日ある。
⑧外食や、市販弁当、市販総菜などを、ほぼ毎日利用している。 ⑨あてはまるものはない。

3 休養・こころの健康づくりについて、おたずねします。

問 7 あなたは、睡眠で休養が充分とれていますか。(○はひとつ)

- ① 充分とれている ② まあまあとれている ③ あまりとれていない ④ ほとんどとれていない

問 8 ここ1ヶ月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。(○はひとつ)

- ① 5時間未満 ② 5時間以上6時間未満 ③ 6時間以上7時間未満 ④ 7時間以上8時間未満
⑤ 8時間以上9時間未満 ⑥ 9時間以上

問 9 「うつ」と感じたことや、「うつ病」と診断されたことがありますか。(○はひとつ)

- ①いいえ ②「うつ」かもしれないと感じたことがある ③「うつ病」と診断されたことがある

問 10 気持ちがしんどい時に、相談しようと思う人や機関はどれですか。(複数回答可)

- ①相談しようとは思わない ②家族 ③友人 ④職場の同僚や上司 ⑤学校の先生
⑥こころの専用ダイヤル等の電話相談 ⑦SNSでの無料相談 ⑧保健センター ⑨医療機関
⑩その他()

問 11 ゲートキーパーという言葉を知っていますか。(○はひとつ)

- ① 知らない ② 聞いたことはあるが意味はよく分からない ③ 知っている

※ ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

4 歯・口腔の健康づくりについて、おたずねします。

問 12 かんで食べるときの状態について、あてはまる番号を一つ選んで○印をつけてください。

- ① 何でもかんで食べることができる。
② 一部かめない食べ物がある。
③ かめない食べ物が多い
④ かんで食べることはできない

問 13 あなたは、以下の症状がありますか。あてはまる番号を一つ選んで○印をつけてください。

- 1) 歯ぐきが、はれている ① いつも ② ときどき ③ はれていない
2) 歯をみがいた時に血が出る ① いつも ② ときどき ③ 出たことはない

問 14 あなたは、定期的に歯科健診を受診されていますか。また、「①はい」と答えた方は、その頻度を一つ選んで○印をつけてください。

- ① はい(半年に1回 ・ 1年に1回 ・ 2～3年に1回) ② いいえ

問 15 あなたは、この1年間に、専門家による口腔ケア(歯面の清掃、歯石の除去、入歯の調整など)を受けましたか。※むし歯の治療などの際に、併せて受けた口腔ケアも含みます。

- ① はい ② いいえ

問 16 現在、1歳から14歳までのお子様がいらっしゃいますか。

- ① はい ② いいえ

問 17 問16で「①はい」と答えた方にお聞きします。

お子様(現在1歳から14歳まで)は、フッ化物塗布又はフッ化物洗口(※)の経験がありますか。すべてのお子様(現在1歳から14歳まで)の年齢と、それぞれの経験の有無を選んで、○印をつけてください。

	現在のお子様の年齢	フッ化物塗布の経験	フッ化物洗口の経験
1人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
2人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
3人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
4人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い
5人目	()歳	① 有る ② 無い	① 有る ② 無い

※フッ化物塗布:1歳頃からフッ化物を含む薬剤を歯の表面に塗布するむし歯予防法です。歯科診療所などで歯科医師又は歯科衛生士が実施します。

フッ化物洗口:4歳頃からフッ化ナトリウム水溶液でブクブクうがいをするむし歯予防法です。歯科医師の指示の下、保育園・幼稚園・小中学校などで実施されたり、かかりつけ歯科医の指導を受け、家庭で実施する方法などがあります。

5 たばこについて、おたずねします。

問 18 あなたは、この1か月間に自分以外の人が吸っていた、たばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。次のアからオの質問について、あてはまるところを選んで、○印をつけてください。

	①ほぼ毎日	②週に数回	3週に1回	4月に1回	5全くなかった	6行かなかった
ア 家庭						
イ 職場						
ウ 飲食店						
エ 遊技場 (ゲームセンター、パチンコ、競馬場など)						
オ 公共交通機関 (駅、バス停など ※周辺を含む)						
カ 屋外 (公園、路上など ※オを除く)						

6 がん検診(※)についておたずねします。※市のがん検診の他、人間ドック、職場検診等を含めて回答してください。

問 19 あなたは、がん検診を定期的に受けていますか。(○はひとつ)

① 受けている

② 受けていない

※問 19で① 受けている と回答された方におたずねします。

問 19-1 受けているがん検診に○をつけてください。(複数回答可)

① 肺がん ② 胃がん ③ 大腸がん ④ 乳がん ⑤ 子宮がん ⑥ その他()

※問 19で② 受けていない と回答された方におたずねします。←

問 19-2 がん検診を受けない理由を教えてください。(複数回答可)

- ① 受ける時間が無いから ② 「がん」だと分かるのが怖いから ③ 経済的に負担だから
 ④ 健康状態に自信があるから ⑤ 受け方が分からないから ⑥ 検査が苦痛だから
 ⑦ 心配な時はいつでも医療機関を受診できるから
 ⑧ その他()

7 新型コロナウイルス感染症蔓延の影響について、おたずねします。

問 20 新型コロナウイルス感染症蔓延により、今もあなたの生活に影響があるものについて、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- ① 人とのつながりの希薄化 ② 運動量の低下 ③ 気分の落ち込み ④ 食生活の乱れ
 ⑤ 生活リズムの乱れ ⑥ むし歯の増加 ⑦ 体重増加 ⑧ 検(健)診受診控え
 ⑨ その他() ⑩ 影響はない

アンケートは以上で終わりです。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。